

保健医療計画の改定について

計画の性質
 医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」

計画期間
 平成30年度から平成35年度まで（6年間）

改定の要旨

- 保健医療計画と地域医療構想を一体化させ、構想に掲げたグランドデザインの達成に向けた、疾病・事業ごとの取組の具現化
- 地域医療構想における必要病床数の推計を踏まえた基準病床数の設定
- 都及び区市町村の介護保険事業（支援）計画等との整合性の確保
- 高度急性期から在宅医療までの一体的な医療提供体制の構築
- 5疾病・5事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化

スケジュール

	28年度		29年度										
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会					● 進捗状況報告			● 骨子案報告		3師会・区市町村意見照会 パブリックコメント		諮問・答申	
保健医療計画推進協議会			● 5/11(項目案)					● 骨子案報告 現行計画の進捗状況		● 素案最終報告			
改定部会		● 4/21(項目案)			疾病ごとに検討[小児 7/18]		● 骨子案提示	素案検討					
各疾病・事業の協議会等					課題、骨子案、指標等検討 (各座長等出席)								
その他				地域医療構想調整会議			地域医療構想調整会議・在宅療養WG		地域医療構想調整会議				
高齢者保健福祉計画			策定委員会①(6/28)		● 策定委員会②		区市町村との協議の場 (高齢計画・障害計画と調整 素案へ反映)	起草委員会		策定委員会		中間まとめ公表 パブリックコメント	● 策定委員会
国の動き		● 策定指針通知			改正介護保険法等公布			区市町村担当者意見交換会 (圏域別)					
													● 在宅医療等対応可能数・新指標提示

次期医療計画の策定にあたって国の指針に示されている「小児医療体制構築」の目指すべき方向〔厚生労働省「疾病・事業及び在宅医療に係る指針」より抜粋〕

- ① 子どもの健康を守るために、家族を支援する体制
- ② 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制
- ③ 地域の小児医療が確保される体制
- ④ 療養・療育支援が可能な体制
- ⑤ 災害時を見据えた小児医療体制